

社会福祉法人五城目町社会福祉協議会職員退職金支給規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人五城目町社会福祉協議会就業規則第44条の規定に基づき、職員の退職金支給について必要な事項を定めることを目的とする。

《改正》R6.7.1

(用語の定義)

第2条 この規定において、次の各号に定める用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 社 協 社会福祉法人五城目町社会福祉協議会
- (2) 職 員 社会福祉法人五城目町社会福祉協議会が職員として採用し、常時勤務する者
- (3) 全 社 協 全国社会福祉団体職員退職手当積立基金
- (4) 福 利 協 会 財団法人秋田県民間社会事業福利協会

(給 付)

第3条 職員として採用の日から1年以上勤務し退職したときは、その者にこの規程により退職金を支給する。ただし、その者が死亡退職の場合は、労働基準法施行細則第42条から第45条に定める範囲及び順位の者に支給する。

(給付額)

第4条 退職金の額は、全社協及び福利協会において、定めにより計算された額とする。

2 60歳を超える職員の退職手当てについては、全国社会福祉協議会加入団体の定年延長に伴う掛金及び給付金の取り扱い等に関する要領4-(3)「旧定年をもって掛金の納付を停止し、本基金からの脱退、もしくは新定年に基づく退職（任意退職、死亡退職含む）までの期間を休職に準じた取り扱いとする。」による。

《改正》2項追加 R7.4.1

(勤続期間)

第5条 勤続期間の計算は、全社協及び福利協会において、定めにより計算された期間とする。

(給付の制限)

第6条 退職金は、次の各号に該当する者には支給しない。

- (1) 勤続年数が1年に満たない者。

- (2) 懲戒解雇された者。
- (3) 退職した職員が、引き続き他の社会福祉事業を行う事業所に勤務し、全社協、福利協会に加入する者。

(勤続期間の継続)

第7条 全社協及び福利協会に加入している事業所から引き続き職員として採用された者の勤続期間は、前勤続の期間を通算することができる。

(基金)

第8条 この規程による退職共済制度を維持する基金を確保するため、社協は全社協及び福利協会の掛金を納付するものとする。

(会計処理)

第9条 職員に対する退職金の支給に伴う会計処理は、特別会計とし、次の各号によるものとする。

- (1) 全社協及び福利協会に納付する事業主負担金は、資産に計上する。
- (2) 全社協及び福利協会から振り込まれた退職金給付資金は収入に計上し、退職した職員に支出として給付する。
- (3) 前項の場合、資産に計上していた事業主負担金は取崩しを行うものとする。

附 則

この規程は平成8年4月1日から施行する。

この規程は令和7年4月1日から施行する